相続資金専用定期預金 （大口定期預金）

令和５年１０月２日現在

商 品 名 （愛　称）	・しがちゅうしん相続定期預金（大口定期預金） （相続資金専用定期）
販売対象	・個人（個人事業主含） ・相続により取得した資金で、相続手続き完了後１年以内の新規契約 ・（不動産、株式等の換金代金や生命保険等も対象となる。）
期　　間	・１年、３年 ・自動継続（元金継続、元利金継続）での取扱いとなります。
預　　入 ⑴預入方法 ⑵預入金額 ⑶預入単位 ⑷預入期間	（１）一括預入（証書式、通帳式、総合口座　可） （２）１，０００万円以上 （３）１円単位 （４）１年、３年（元金継続・元利金継続　但し、３年ものについては利払い方式）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利　　息 ⑴適用金利 ⑵利払方法 ⑶計算方法	・固定金利 ・１年もの　年０．１５％（税引き後０．１１９％） ・３年もの　年０．３０％（税引き後０．２３９％） ・満期日以降に一括して支払います。 ・３年ものについては利払い方式 付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割で計算します。
税　　金	・利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。（令和１９年１２月３１日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。）
手 数 料	―
付加できる 特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率）。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（９時～１７時、電話：０７４９－３５－１０００）にお申し出ください。 ・紛争解決措置　滋賀弁護士会（電話：０７７－５２２－２０１３）、東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・ＡＴＭ、インターネットバンキングでのお取扱はできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。

滋賀中央信用金庫